

地下の正倉院展 【木簡を科学するⅡ】

第2期展示木簡

第1期	一〇月 九日(土) — 一〇月二十四日(日)
第2期	一〇月二十六日(火) — 十一月 七日(日)

*木簡は二期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。
※展示番号の上部に記した◎は国宝を、○は重要文化財を示します。

木簡の年輪を測る

3 板目材の木簡3 岡本宅からのササゲの進上状

(SD5310出土。『平城宮木簡三』五六七一。

以下、京三一五六七一のように略記。)

(表) 岡本宅 上進青角豆十把

(裏) 天平八年七月廿日田辺久世万呂

長さ二五〇mm・幅三七mm・厚さ五mm ○一型式

岡本宅が青角豆あおささげを十把進上したときの木簡。岡本宅は藤原氏の京外の拠点とみられ、他の日には粟や瓜を進上している。正倉院文書には、同じ天平八年(七三六)に皇后宮職こうこうしきの写経所との間で經典の貸し借りをした記録もある(岡本宅請経帳、『大日本古文书』〔編年文書〕七卷五一・五二頁)。場所は正確には不明ながら、飛鳥などが有力である。

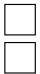
青角豆は、ササゲの若莢さやを食用とするサヤササゲのこと。ササゲは、莢ごと食べる場合は「莢角豆」「青(大)角豆」「生(大)角豆」などと書き、束・把で数える。一方、莢の中の豆を食べる場合は石・斗・升・合といった容積の単位で数える。この時は単に「大角豆」と書く。33のように「大角豆」を把で数える例もある。

4 板目材の木簡4 言偏の文字などを記した習書木簡

(SD4100出土。『平城宮木簡四』四六八八。

以下、宮四一四六八八のように略記。)

(表)  青青青秦秦謹謹謹申

(裏)  謹論語諫許計課糾謂諛誰

長さ(二三五)mm・幅(一九)mm・厚さ五mm ○一型式

主に言偏の文字を書き連ねた習書木簡。偏を固定し、旁を次々に変えていく。どちらの面から書いたかは定かでないが、「謹」

の続き方から表裏を判断している。

書かれている文字から推測すると、秦某という人が何かを請求する文書木簡を念頭に置いて書いたものだろうか。その内容が「謹申」で一段落し、役人であれば文書作成でお馴染みだった「謹」の文字をウラ面冒頭に書いたあと、言偏の文字へと次々に連想を働かせていったのだろう。「論語」は習書木簡にしばしば登場し、「千字文」とともに役人が文字の練習をする際に身近に置いて参照したと思われる文献である。偏と旁のバランスが悪い文字もあるので、言偏だけ先に書いておいたのかもしれない。四文字目以下

下の文字をどのように連想していったのかを想像してみるのも楽しい。漢字として意味のわからない文字もあるので、偏と旁の組み合わせの文字遊びの趣もある。

3と同じ板目材だが、こちらは下端の木口面に見える年輪が若干斜めになっている。そのため、表面の木目の現れ方も3ほど不規則ではない。なお、板目と柁目の中間的なものを「追い柁目」などと呼ぶこともある。4の材は、今回は板目に含めたが、追い柁目と見なしてもよいかもしれない(45も参照)。

7 柁目材の木簡3 藤原麻呂宅に考文銭と智識銭の徴収を依頼する手紙の木簡

(SD5300出土。京三―四五―一三)

- | | | | |
|-------|----------|--------|--------|
| 〔池辺波利 | 〔大鳥高国 | 〔八多徳足 | 〔史戸廣山 |
| 太宿奈万呂 | 〔川内馬飼夷万呂 | 〔村国虫万呂 | 〔大荒木事判 |
| 〔杖部廣国 | 〔日下部乙万呂 | 〔東代東人 | 〔太屋主 |
| 〔秦金積 | 太東人 | 〔山村大立 | 〔陽侯吉足 |

(表) 中宮職移兵部省卿宅政所

- | | |
|-------|-------------------------|
| 〔狭井石楯 | 右十九口舎人等考文銭人別三文成選六文又官仰給智 |
| 〔馬国人 | 識銭人別一文件銭今早速進来勿怠緩 |
| 〔他田神 | 大属 |
| 〔護カ | 少進 |
| | 天平八年八月二日付舎人刑部望麻呂 |

長さ二六一mm・幅四二mm・厚さ三mm ○一型式

中宮職(聖武天皇の母藤原宮子の家政を担当する役所)から兵部省卿(兵部卿は藤原麻呂)宅の政所に対し、中宮舎人十九人の考文銭と智識銭を至急徴収して届けるよう依頼する木簡。名の右肩に書かれた「」は合点という照合の印で、麻呂邸で徴収した際のものである。

考文は毎年の勤務評定(Ⅱ考)を記す文書で、その手数料とし

て評定を受ける本人から徴収するのが考(文)銭。当時、非常勤官人は六年または八年分の考を積み重ねると位階昇進(Ⅱ選)の対象とされた(成選)。成選にあたる者は倍額を徴収されている。智識銭は、主として仏教行事に関わる寄付。

中宮宮子は大宝元年(七〇一)に聖武天皇を産んで以来病気がちで、玄昉の看護を受けるまで人事不省状態だったという。天平九年(七三七)十二月、宮子が出産以来初めて我が子聖武天皇に

面会したのが皇后宮であった。多数の中宮舎人が藤原麻呂宅に向向しているのは、こうした中宮宮子の健康状態と関係があるかも知れない。
 目の細かな榎目材を用いており、表面には多数の年輪が見られる。7のように目の詰まった榎目材を、特に「糸榎」などと呼ぶこともある。

8 榎目材の木簡4 「官」「宮」など似た文字を記す習書木簡

(SD5050出土。宮三―三二二)

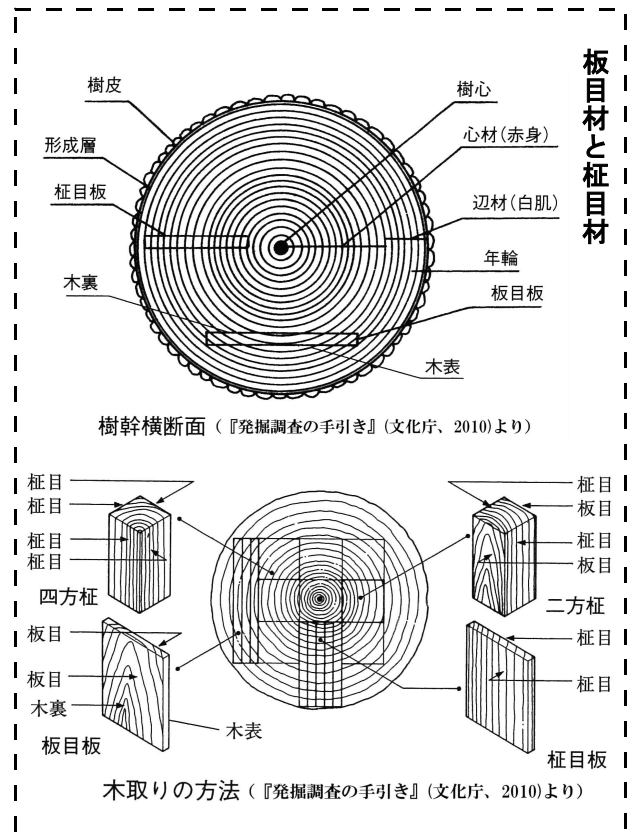
(表) 官宮中大式民治件

(裏) 有官宮□大式

長さ二二九mm・幅二四mm・厚さ二mm ○六一型式

檜扇(ヒノキの薄板で作った扇)の骨に習書した木簡。「官」「宮」といった、字形がよく似た文字を練習しているようにみえる。しかし、つづく「中大式民治」に目を向けると、別の可能性も浮上する。「官宮」とあわせて、これらは太政官(または神祇官)の「官」、および宮内・中務・大蔵・式部・民部・治部各省の頭の一文字を書き連ねている、とも考えられるのである。あるいは「官」「宮」と書いたところで、役所の名前に連想が広がったのであろうか。「中件件件件件」「謹謹有有者者有」「□□□省」と書かれた同じ檜扇の骨とみられる木簡も出土しており(宮三―三二二―一・三二二―三〇三二七)、一連の習書とみられる。宮三―三二二―四に「省」の字があるのが参考になる。
 榎目材で、7と比べてもさらに目が細かい。遠目には、ほとんど年輪が認識できないほどである。

板目材と榎目材



13 榎目材の荷札5 尾張国からの庸米の荷札

(内裏西南隅外郭整地土出土。宮七―一三〇―一)

(表) 尾治国海部郡嶋里人

(裏) 海連赤麻呂米六斗

長さ一八四mm・幅二二mm・厚さ三mm ○五一型式

尾張国から納められた米の荷札。「尾治国海部郡嶋里」は、『和名類聚抄』の尾張国海部郡志摩郷(海部郡は今の愛知県津島市周辺。志摩郷の位置は諸説ある)にあたる。
 六斗を単位とする米の貢進は庸としてのもので、明記はないが庸米の荷札とみられる。ウラ面の「米」は、「六」と書きかけ、その上から重ね書きして「米」に修正している。当時の六斗は今の約二斗七升、米だと四〇kgほどにあたる。米の荷札には、

13 のように下端を尖らせる特徴的な形をとるものが多い。

材はスギ。スギ材の木簡は、ヒノキに次いで多いとされる。また、13は尾張国からのものだが、特に日本海側の諸国からの荷札にはスギ材のものが多くことが指摘されている。現地の植生を反映している可能性もある。スギの榎目材は、木目がよく通って美しいものが多い。

古代の地名表記は、和銅六年（七一三）に良い意味の漢字二文字に統一するよう命じられた『続日本紀』同年五月甲子（二日）条）が、それ以前はかなりヴァリエーションに富む用字が行われていた。「尾治」は尾張国の古い表記としてよく見られるものである。また「海部郡」は、はじめ「海郡」と書き、その後「郡」の上部に重複して「部」（字形は「マ」）を後補したように見える。ウラ面の「海連赤麻呂」を参照すれば、「部」を書き落とした訳ではなく、当初は「海」一文字で「あま」と読ませる意図だったのである。里（郷）名の「嶋」（↓志摩）とあわせて、これらが二文字表記に統一され、定着してゆくのである。

14 榎目材の荷札 6 周防国からの調の塩の荷札

（SD4750出土。京二二二八五）

（表）〇周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩

（裏）〇三斗

長さ二二二mm・幅四四mm・厚さ六mm ○三三型式

周防国大嶋郡務理里（今の山口県周防大島町の旧久賀町域など）から調として送られた塩の荷札。長屋王家木簡の一つ。長屋王家木簡には若狭国（今の福井県西部）の塩の荷札は少なく、周防国の塩の荷札が圧倒的に多い。また、同じ周防国でも大嶋郡屋代里（周防大島町の旧大島町域など）からの荷札が最も多く、同郡務理里からのものがそれに次ぐ。これは、平城宮跡内裏北外郭官衛の土坑SK820出土木簡では大嶋郡美敢郷（周防大島町の

東三浦・西三浦付近）からのものが多い状況と対照的である。屋代里には長屋王の封戸（その戸の納める租の半分と、庸・調を支給する給与の一種）など、何らかの長屋王家の経済基盤が存在していた可能性が考えられる。

14は上端に切り込みを入れ下端を尖らせており、〇三三型式に分類される。ただし、通常の周防国大嶋郡の調塩荷札（例えば宮一三二八）の約二倍の幅をもち、上部の切り込みのすぐ下から下端に向けての左右の削り出しが始まる、やや異形の木簡である。右側の切り込みの内側には穿孔があるが、二次的に穿たれたものか。ちようど紐がかかる部分にあたり、荷札としての利用法との関連では説明しがたい。なお、ウラ面の「斗」は豆偏に「斤」を書く異体字である。

◎15 榎目材の荷札 7 河内国からの難酒の荷札

（SD3035出土。宮二二二七七）

（表）難酒志紀郡

〔田井カ〕

（裏）□□郷缶入四斗々升

長さ一三三mm・幅二四mm・厚さ四mm ○三三型式

造酒司跡出土の木簡で、河内国志紀郡田井郷（今の大阪府八尾市田井中付近）から貢進された難酒の荷札。難酒は、アルコール度数の高い濁り酒のことか。

志紀の地は、『古事記』雄略段に見える「志幾之大泉主」の居処で、県が置かれていたことから、大嘗祭四日目（午日）の豊明節会などで振る舞われる「泉醸酒」に相当すると考えられる。『延喜式』によると、泉醸酒は豊明節会で六位已下と歌舞人たちに、一人六合（今の二・七合ほど、約〇・四九〇）ずつ支給された（造酒司式大嘗祭雑給料条）。

16 梶目材の荷札 8 能登国からの調のイリコの荷札

(SK3139出土。宮二一八二一七)

(表)能登国能登郡鹿嶋郷戸主若倭部息嶋戸同小足調^{〔熬力〕}鼠六斤
(裏)天平寶字三年五月十三日

長さ三三三mm・幅二四mm・厚さ五mm ○三二型式

能登国能登郡鹿嶋郷(今の石川県七尾市)から調として送られた熬海鼠の荷札。16では「海」を省略、もしくは書き落としている(志摩国(今の三重県南部の沿海地域、鳥羽市・志摩市・南伊勢町・大紀町の錦地区・紀北町・尾鷲市に相当)の荷札にも「熬鼠」とあり『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、一九頁下段(一五七)、省略とみるべきか)。天平宝字三年は七五九年。六斤は約四kg。

能登国は、養老二年(七一八)に越前国(今の福井県北部)から分置され成立した。その後、天平十三年(七四一)に越中国(今の富山県)に併合されるが、天平宝字元年(七五七)に再置された。

熬海鼠は、ナマコの内臓を取り除き、塩水で煮るなどしてから干して乾燥させたもの。現在のいわゆるナマコは古代には「海鼠」と呼ばれ、そのうち生またはそれに近い状態のものを「生海鼠」、乾燥させたものを「熬(煎)海鼠」と称していた。さすがに「生海鼠」の状態ですべて届けられることは多くなかったようで、今のところ見つかっている荷札はすべてイリコのものである。

『延喜式』では、志摩・若狭(今の福井県西部)・能登・隠岐(今の島根県隠岐の島)・筑前(今の福岡県うちの、旧福岡藩(黒田藩)域にほぼ相当)・肥前(今の佐賀県・長崎県)・肥後(今の熊本県)の各国の調に熬海鼠がみえる(主計寮式上の当該各条)。荷札から知られる熬海鼠の産地では能登国が目立ち、中でも能登郡鹿嶋郷に集中する。今日でも、能登半島のイリコは特産品として名高い。能登のイリコの荷札の中では、16のみが長さ

三〇cmを超え、貢進者名を記す。他は長さ二〇〜二五cmほどで、貢進者名は記さない。

なお、調は毎年九月から十二月の間に納入するのが基本であるが(賦役令調庸物条)、荷札に見えるナマコの貢納時期はそれより早く、16の五月のほか、四月・六月・八月の例が確認できる。

19 木簡のカタチをとらえる

19 木簡と三次元計測 3 長屋王邸に届けられた白米の荷札

(SD4750出土)

『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二、三四頁下段(三九二)。以下、城二一三四下(三九二)のように略記。

余戸白米一石

長さ九四mm・幅一九mm・厚さ三mm ○三三型式

白米の荷札。「余戸」は余戸里(または郷)の意味と思われる。国・郡の下位に位置する地方編成単位「里」(靈龜三年(養老元年、七一七)以降は「郷」)は、徴税や兵士徴発の便宜のために、人工的に五十戸ごとに編成されていた。ただ、どうしても端数が出ることがあり、その「余った」戸が余戸里として編成されることがあった。19は長屋王家木簡であり、長屋王の封戸の中に某国の余戸里が含まれていたことを示すと思われる。

長さ一〇cmに満たない小型の木簡だが、上端部分は弧状に加工され、下端は約九〇度に尖らせている。また、意図は不明ながら、下端は表面が削り取られた立体的な形状を呈している。一方、上端の切り込みは加工が粗く、左右で位置や大きさが異なる。三次元計測技術を用いれば、このような複雑な形状も精確かつ簡便に把握・記録でき、それをデータとして共有できる。

なお、3Dプリンター出力品①は十年ほど前の三次元レーザー

スキヤナーで計測したデータによるものだが、よく見ると、表面が文字の形にわずかに凹んでいる。これは、実物には存在しない凹みである。黒い墨色に反応したためと推測されるが、原因はまだよくわかっていない。木簡の三次元計測に潜む技術的課題が顕在化した現象といえる。ちなみに、出力品②とカラー出力品は、ともに複数のデジタル画像を解析して三次元モデルを構築するフォトグラメトリ(SfM+MVS)と呼ばれる技術で計測したデータによるものだが、こちらでは表面の文字形の凹み現象を回避できた。どうやら、木簡の三次元計測にはフォトグラメトリ技術の方が相性が良いようである。

20 木簡と三次元計測 4 多櫛嶋の役人の勤務評定資料の付札

(SD11640出土。宮六一九八八六)

(表)多櫛嶋 考六卷
状六卷

(裏)三番

長さ一一五mm・幅二四mm・厚さ七mm ○三二型式

役人の勤務評定に関する文書に付けられた付札。「多櫛嶋」は、国に準じる古代の行政単位。今の鹿児島県種子島・屋久島を主体とする地域にあたり、あわせて多櫛(禰)嶋として大宰府の管轄下に置き、中央から「嶋司」(他国の「国司」に準じる役人)を派遣していた。

「考」は考文(役所ごとに所属役人の一年分の勤務評価を取りまとめた文書)、「状」は考状(考文に記された審査理由の詳細などを記載した文書)を指す。

難しいのは、この木簡がはたしてどこで作られたか、である。現地(Ⅱ多櫛嶋)で作成され、文書とともに都までやって来た可能性がないわけではないが、大宰府管内諸国の考文類は調庸物と同じく大宰府で一括して管理・搬送されたと思われる、大宰府で

付けられたものとも考え得る。ただ、20には年紀などの記載がなく、考文・考状もそれぞれ「考」「状」と略記されている。必要最小限の情報を、丁寧ではあるが大きくざっくりとした文字で書きつける趣きからは、他者に向けた荷札や貢進状というより、自分たちの事務処理作業の中で文書を管理するための付札との印象を強く受ける。したがって、平城宮内、特に式部省で作成・使用された付札と見なすのが穏当であろう。ウラ面の「番」の記載も式部省内での事務作業のグルーピングに例があり、この推測を裏付ける。

なお、ウラ面の「番」の字は、よく見ると一画目がなく上半が「米」になっている。現代の小学生が漢字テストでこんな字を書いたらバツとされてしまうだろうが、奈良時代の「番」は今と異なり、この「米+田」の字体が一般的だった。3Dプリンター出力品①の表面に文字の形の凹みがみられ、出力品②とカラー出力品にはそれが無いことは、19と同様である。

24 特徴的な形状の木簡 4

四つ葉のクローバー状に書かれたまじないの木簡

(佐紀池南岸整地土出土。宮七一二七二一六)

(右側面) 急急如々律々令々

(表) 丈部若万呂

天剛々々

□河

丈部若万呂

天剛々々

熱□

丈部若万呂

長□

丈部若万呂

天剛々々

(左側面) 急急如々律々令々

長さ一一三mm・幅七八mm・厚さ(一九)mm ○一一型式

なんとも不思議な、通称「クローバー木簡」。平城宮では珍しい、まじない札(呪符)の木簡である。
「丈部若万呂」は男性の名。「天剛」は北斗星を意味する。「剛」の字は「四」の下に「止」と「寸」を並べる異体字。「天剛」は「天罡(≡岡)」と同義。

十一世紀以降、特に中世の事例が多数知られる天罡(星)呪符は、一般に病氣平癒や疫病除けを目的とするといわれる。24はこうした習俗が八世紀に遡ることを示す貴重な事例。

左右両側面の呪文のような字句は、通常「急々如律令」と書かれるものである。元来は「急々なること律令の如くせよ」という意味で、中国で法令文書の末尾に付される決まり文句であったが、のちに呪句へと変化し、平安時代には陰陽道に取り入れられていった。「律令の規定の如く秩序を回復せよ」といったニュアンスで、祈禱などの速やかな効果を願うものである。

材の特異性も注目される。厚さ2cm近くもある分厚い材を使用しており、しかもウラ面は割ったままで未調整。これに対して上下両端はオモテ面・左右両側面から斜めに削り込んで面取りしており、部材のような何らかの木製品を割り裂いて転用しているようにもみえる。三次元計測技術を用いれば、例えばウラ面の加工の粗さ、いわば「ザラザラ具合」なども数値化して定量的に把握・表示できるようになるかもしれない。

◎25 特徴的な形状の木簡5 長い材から切り折ったままの札たち

(SK820出土)

25-1 中緑糸 長さ六〇mm・幅一八mm・厚さ三mm ○二型式(宮一四九八)

25-2 縹生染 長さ五五mm・幅一八mm・厚さ三mm ○二型式(宮一五〇九)

25-3 中緑絹 長さ五二mm・幅一八mm・厚さ二mm ○二型式(宮一五一八)

25-4 浅緑糸 長さ六八mm・幅一九mm・厚さ四mm ○二型式(宮一五〇〇)

取色 長さ七〇mm・幅一八mm・厚さ三mm ○二型式(宮一五二〇)

黒緑束繩 長さ六七mm・幅一七mm・厚さ三mm ○二型式(宮一五一六)

25-7 浅緑繩 長さ五四mm・幅一七mm・厚さ三mm ○二型式(宮一五二二)

平城宮内裏北外郭官衙のゴミ捨て土坑SK820から、二〇点あまりが出土した一連の札の一部。これらの小さい木簡は、色名+製品名(糸、綾、絶、絹、生染など)の記載からなる。これまで繊維製品のラベルと考えられてきた。しかし、木切れを粗く切断してまとめて作られたこれらの木簡の記載には、同じ色と製品の組み合わせが一つもない。なのにみんな同じ表情をしていることには何か意味がありそうだ。ひとまとめにして使われたとみた方がよいのでは？

決め手になったのは「取色」と書かれた25-5。「色(と製品)を取る」とは……、そう、くじ引き札なのではなかるうか。

青や緑が多いのは下級官人の制服の色に通じるが、絹や綾など高級品も含まれる。中には「御服絹」などというのもあり、天皇用の服地の端布かも知れない。内裏を守る兵士や下級官人たちの宴会の余興か、はたまた女官たちのお遊びか。天平人の息吹を感じさせる木簡。

粗い加工がかえって幸いし、25-4と7はじかに接続することがわかった。ここで、この木簡たちを三次元計測すれば、それぞれが直接つながることの「確からしさ」を、より客観的に示せるだろう。また、他の札も計測すれば、接続する組み合わせをもっとたくさん見出せる可能性もある。そのような三次元計測の活用の先には、これまではほとんど気づけなかった、別遺構からの出土にも関わらず直接接続するペアを、どんどん発見してゆける未来を夢見ることできるかもしれない。

木簡のウラをよむ

28 「螺」と記された木簡2 サザエの付札

(SD5100出土。城二一四一上(四六三))

螺 廿貝

長さ一〇五mm・幅二二mm・厚さ三mm ○三三型式

三〇個の「螺」に付けられた付札。「螺」はサザエを指すときれる。サザエの単位として、そのものズバリ「貝」が用いられている。これは、28が付けられたサザエが、殻付きなど生きた状態に近い形態であったことを示すと考えられる。その意味で、28は出土した遺存体と親和性が高い木簡と言える。

サザエが木簡に現れることはあまり多くなく、付札としては28の他に城三一―三五下(五六〇)など数点が、荷札も1期展示26など隠伎国(今の島根県隠岐の島)からのものが三点ほどみられる程度である。一方、二条大路木簡中には東市で購入し進上した物品のひとつとして「螺廿貝」を挙げるものがあり(城三〇―五上(六))、平城京内で(おそらくは殻付きの)サザエが流通していたことが知られる。

なお、「螺」の字には巻貝の総称としての意味もあり、賦役令1調絹絶条には「螺」の他に「辛螺」(ニシ)や「海細螺」(シタダミ)といった「螺」の付く貝名がみえる。木簡でも、紀伊国(今の和歌山県)からのニシの荷札(宮二一―二八四、「少辛螺」と表記する)や備前国(今の岡山県東南部)からのシタダミの荷札(宮二一―二八二)などがあるが、やはり点数は限られる。

28は、上端の切り込みと下端の尖り加工を併せ持つ〇三三型式の完形品。切り込みは左右の位置・形・大きさともよく揃い、下端の尖りも左右対称に、かつ緩やかに弧を描くように削り整えている。文字も端整な書きぶりで、切り込みにかける紐を避けられる位置から書き始めている。丁寧な仕上げが目を引く、優美な佇まいの逸品である。目の詰まった柾目材が用いられており、縦に

スツと通る木目のラインも、そのような雰囲気を実際立たせている。ちなみに、サザエの付札の例として先に挙げた城三一―三五下(五六〇)は、28と瓜二つの木簡である。

29 「宇尔」と記された木簡2 若狭国からのウニの荷札

(SD5100出土。城二一三四下(三四八))

若狭国三方郡御贄宇尔一斗

長さ一七二mm・幅二八mm・厚さ三mm ○三三型式

若狭国から贄として納められたウニの荷札。若狭国三方郡は、今の福井県美浜町と同県若狭町のうち旧三方町域を合わせた地域にあたる。29ではウニを「宇尔」と表記するが、木簡では「蕨甲羸」等の表記を用いる事例も多い。律令法に基づく貢納の場合には賦役令の用字法と同じ「蕨甲羸」等の表記を用い、それ以外ではしばしば借音表記の「宇尔」が用いられたようである。こうした法令と用字法の関係は他の品目でも広く見られる現象であり、古代人の文字に対する規範意識の一端をみる事ができる。

29には「宇尔一斗」とのみあり、このウニがどのような状態であったかは不明瞭である。一方、阿波国(今の徳島県)の荷札には「阿波国蕨甲羸贄壹堀」と記すものがあり(城二一―三九上(四二〇))、「堀」は土器の単位のため、この場合は殻を剥いた中身(可食部、生殖巣)だけを土器に詰めて貢進したと推察されるのが参考になる。ただし、古代の一斗は今の四升五合ほど、約八リにあたるため、ウニの中身のみを量とみるには多すぎるようにも感じられる。しかも、賦役令1調絹絶条に定められたウニ(「蕨甲羸」)の貢納量は六斗であり、五〇リ近くにも達する。そのため、殻付きで六斗に相当するウニから取り出した中身のみを貢進したと解する説もある。これに対して、平城宮跡から出土したウニの殻板は、何らかの契機によりウニの殻が平城宮までたらされたことを示す動かぬ証拠である。場合によっては、殻付きのままのウニ

西大寺食堂院の木簡4 「東菌」からのウリなどの進上状

(SE950出土。城三八一・一六上(三五))

東菌進上瓜伍拾壺果

又木瓜拾丸 大角豆十把
茄子壺斗式升 七月廿四日別□□□□
〔当カ〕

長さ一九九mm・幅三七mm・厚さ四mm ○一型式

「東菌」から「瓜」(マクワウリの類)や「茄子」(ナス)など四種の蔬菜を進上した際の送り状の木簡。「木瓜」は、もけ(今のボケ)。「和名類聚抄」に、木瓜の実は小瓜のごときものという説明がある。「大角豆」はササゲ。ササゲは通常、莢ごと食べる場合は「莢角豆」(1期展示31)。「青(大)角豆」(3)。「生(大)角豆」などと書き、束・把で数える。一方、莢の中の豆を

が貢進されることもあったのかもしれない。

御食国としての伝統を有する若狭国からは、ウニ以外にもタイやイガイ、アワビ、イワシなど多種多様な海産物が贄として納められ、それらの荷札が出土している(「鯛鮓(II鮓)」城二二一三四上(三四四)ほか、「多比(IIタイ)鮓」宮一三九九、「鯛鮓(II干物)」城二二一三四上(三四一)ほか、「貽貝(IIイガイ)」宮二一九四八、「貽貝鮓」宮二二二八六ほか、「鰻(IIアワビ)鮓」城二四一八下(二八四)ほか、「伊和志(IIイワシ)腊」宮二二二八三)。少し変わったものとしては、イガイとホヤの和え物(または交ぜ鮓)の荷札がある(「貽貝富也(IIホヤ)并作」城二三一一九上(一九四)、「貽貝富也交作」城二二一三四下(三四五))。なお、若狭国からの貢納かは不明だが、ウニを用いた加工品として、ウニを和えたアワビ(またはウニを混ぜたアワビの鮓)の付札も見つかっている(「蕨甲羸交作鮓(IIアワビ)」宮七一・一九七七)。

西大寺食堂院の木簡5 調理担当者(?)への飯の支給伝票

(SE950出土。城三八一・一六下(四二))

飯壺斗壺升 蔓菁洗漬並
上座 寺主「信如」可信

くくくく

長さ(一八〇)mm・幅四一mm・厚さ三mm ○一型式

飯の支給に関わる木簡。「蔓菁」は、カブの青い葉・茎の部分とされる。「和名類聚抄」は、蔓菁の和名を阿平奈(アヲナ)、蔓菁根の和名を加布良(カブラ)とする。「洗漬」は漬物づくりの一工程で、文字通り洗って漬け込む作業の意味か。すると、「蔓菁洗漬並」云々は漬物づくりの担当者を指すとも考えられる。なお、正倉院文書には生菜の「簡」(選別か)と「洗漬」を女性が担当している例が見える(『大日本古文書』(編年文書)六卷一六〇頁・一九八頁・二四七頁)。

西大寺食堂院の井戸SE950からは、35や1期展示32など、漬物に関わる木簡が複数出土している。34からは、それらに見える漬物が寺内で作られたものである可能性を想定することもできるだろう。

「上座」「寺主」「可信」は僧侶の役職名。寺主にのみ信如の署名があるが、文字の上から墨線を引いて抹消している。

35 西大寺食堂院の木簡6 カブの漬物の付札(?)

(SE950出土。城三八一―一七上(四八))

(表) 漬蕪六升

(裏) 道下米依

長さ(六六) mm・幅二五 mm・厚さ三 mm ○八一型式

カブの漬物の付札か。ただし、下端は二次的に切断されているとみられるため、本来は下にもつと記述が続き、カブの漬物をはじめとする食料の支給に関わる内容であった可能性もある。上端の削り調整も二次的なものか。六升は今の二升七合ほど、五〇弱に相当する。

西大寺食堂院の井戸SE950出土の木簡には、他に醬漬瓜ひしおの付札もある(1期展示32)。醬は、現在の醤油の原形となる調味料)。また、34にみえる「蔓菁洗漬」は漬物づくりの担当者の可能性があり、寺内で漬物を漬けていたことも十分想定できる。漬物は、いかにも寺院での食事に相応しい品目と言える。

ウラ面の記載の意味は未詳。ややクセのあるオモテ面の文字に対してウラ面の文字は端正に整っており、墨の濃さも若干異なるようにみえる。あるいは表裏別筆とみた方が良くかもしれない。非常に木目の詰まった柾目材で、表裏両面に数えきれないほどの年輪が刻まれている。今回は本コーナーでの出品となったが、「木簡の年輪を測る」のコーナーに出ているもおかしくない、年輪年代学的検討の試料としても好適な木簡である。

木簡を複製する

37 直書き手法のレプリカと木簡2

「塩殿」に収めた米などを請求する文書木簡

(SD4750出土。京二一―一七二五)

(表) 山処申彼塩殿在米四斗二升所給進上

(裏) 雇人狛人少万呂 又申雇人給食物都無故録状謹
申急々処分可垂給十一月十五日田辺大

長さ二五〇 mm・幅二九 mm・厚さ五 mm ○一一型式

塩殿しおどのにある米の進上とともに、雇い人の食料の差配を求めた文書木簡。オモテ面の「在」字は場所を表す言葉で、正格漢文であれば「彼塩殿」の上にくるが、「彼の塩殿に在る米」と日本語を読むように書いてある。ウラ面の「又申」以下は今でいう「追伸」にあたるが、「雇人に給ふ食物、都(すべ)て無し。故、状を録し謹みて申す。・・・」と読める。

37のレプリカは、書家が材に文字を直接書き付ける手法で作られている。筆の動きや流れ、勢いを再現するには最も優れた作り方といえるかもしれない。ただし、古代と現代とは書きぶりはもちろん、筆や墨などの道具も異なるため、古代の文字を正確に再現するには相応の技量が求められる。

○39 写真を焼き付けたレプリカと木簡2

出雲臣安麻呂の勤務評定木簡

(SD4750出土。京二二〇八五)

〔无カ〕

年廿九

日三百廿

□位出雲臣安麻呂

山背国乙当郡 上日

夕百八十五

|| 「并五百五」

長さ(二六二)mm・幅(二二)mm・厚(六)mm ○一五型式

出雲臣安麻呂の勤務評定木簡。一年間の勤務日(上日)が記されている。彼は二九歳で山背国乙当(愛宕)郡(今の京都市東北部)出身。一年間に午前三二〇日、午後一八五日、計五〇五分勤務している。神龜三年(七二六)山背国愛宕郡雲下里計帳(正倉院文書、『大日本古文書』(編年文書)一卷三六四頁)には「大初位下出雲臣安麻呂 年肆拾貳歳 正丁 眉黒子 北宮帳内」とある。

39のレプリカは、古色加工などを施した材に木簡の写真を直接焼き付ける手法で作られている。写真を用いるため、文字は実物に忠実に再現できる。一方、下半左右の文字を切り欠く二次的加工の部分など、文字と材との整合に際して独特の難しさが生じる。

41 熱転写用紙で文字を印刷したレプリカと木簡2

波太郎万呂が納めた大豆の荷札

(SE950出土。城三八一八下(六四))

少戸主波太郎直万呂大豆五斗

長さ(一六二)mm・幅(三三)mm・厚(五)mm ○五一型式

大豆の荷札で、貢進者は波太郎直万呂。33と35と同じく西大寺食堂院の井戸SE950から出土した木簡だが、SE950からは41以外にも「少」+貢進者名+「大豆五斗」を基本書式と

する荷札が複数出土している(城三八一八下(六五)ほか)。

冒頭の「少」は未詳だが、西大寺が越前国坂井郡(今の福井県あわら市・坂井市および福井市北部にほぼ相当)に荘園赤江庄を所有し、SE950からはその赤江庄からの黒米の荷札(城三八一八上(五九)ほか)が多く出土していることや、別遺構からの出土ではあるが越前国からの大豆の荷札(1期展示12)が存することなどからは、越前国足羽郡の少名郷(今の福井市小稲津付近か)を省略して記したものと考えられる。現地と西大寺との結びつきの強さゆえの略記、と解することもできるかもしれない。なお、郷名の一文字を冒頭に記す荷札としては、他に島根県出雲市の青木遺跡の事例が知られる。

41のレプリカは、文字を熱転写用紙で材に印刷する手法で作られている。文字はデジタルデータ化して綿密な推敲を重ねたもので、墨の滲みや擦れ、濃淡も忠実に再現しており、それでいて読みやすい。加えて、材の木取りや加工痕跡など、細部にまでこだわり抜いた精巧な作りが目を引く。現状で、最も実物の《再現度》の高いレプリカの一つである。

木簡を守り伝える

44 再処理を施した木簡3 兵部省からの兵衛の呼び出し状

(SD5100出土。城二一八下(二〇))

(表)兵部省召 左兵衛出雲佐為麻呂 右今日不過参向省家

出雲浄麻呂 江野麻呂

(裏)付□村安万呂

天平八年十一月廿八日大録田辺史真立

長さ(三〇二)mm・幅(三八)mm・厚(五)mm ○一一型式

再処理を施した木簡4 もち米の粉米の支給伝票

(SD4750出土。京二一九九一)

〇糯粉米五升 受小嶋女

十一月廿二日稻虫書吏

長さ二二六mm・幅二六mm・厚さ五mm ○一型式

長屋王家木簡。「小嶋女」という女性を受取人として「糯粉米」を支給した際の伝票木簡。五升は今の二升二合五勺ほどで、米だとおよそ三・五kg。稻虫と書吏（いづれも長屋王家の家政機関の役人だが、「稻虫」は個人名で「書吏」は家政機関の第四等官の役職名）の二人が責任者。

長屋王家木簡中には、他にも「粉米」の支給伝票がある。興味深いのは、「綾粉米」（城二一一三上（八七））や「御服粉米」（城二一一五下（二一九））などが見られることである。ここから、粉米は食料ではなく繊維製品関連の何らかの工程で用いられたとみられ、糊としての使用の可能性などが考えられる。受給者に女性が多いのも、その用途に関係するかもしれない。

45の表面には年輪が縦方向に表れており、また上端の切断面（木口面）をよく見ると、年輪が斜め方向に走っているのがわかる。元来木口面が丸い材木から板を切り出せば、板目と柾目の中間的

武官の人事や兵士・兵器の管理を司る兵部省が、左兵衛府の兵衛三人に当日中に本庁に来るよう命令している召文の木簡。二条大路木簡。当時の兵部卿（長官）は藤原麻呂。呼び出された兵衛たちは、皇后宮の警備にあたっていたのであろう。

召文は呼ばれた人がその木簡を持参する例が多いとされるが、44の場合は呼ばれた人がいた付近で廃棄されている可能性がある。兵衛は、首都防衛・警護部隊の主力である。休日でも遠出は原則禁止であり、また時には呼び出しを受けて慌てて出勤したりと、苦勞も多かったようである。

な材となることもあり、そのようなものを「追い柾目」などと呼ぶこともある。板目／追い柾目／柾目の境界はあくまで便宜的なものであり、45の材は板目か、あるいは追い柾目とみなしてもよいかもしれない（4も参照）。

【木簡が見つかった遺構】

SD5310（展示番号3）

二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪（光明皇后宮。旧長屋王邸）と二条二坊五坪（藤原麻呂邸）の間の二条大路の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から西に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。総延長約六m以上。東端はSB5315の西四mで、西端は調査区外。木簡は、七〇八点（うち削屑四二八点）が出土した。

SD4100（展示番号4）

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側に流れる東西溝。幅最大六m、深さ最大一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に関わる削屑が大半で、養老・神龜年間（七一一〜七二九）から宝龜元年（七七〇）のものまでを含むが、養老・神龜年間（七一一〜七二九）のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝龜元年頃に一括して投棄されたとみられる。なお、宝龜年間（七七〇〜七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）出土した。

SD5300 (展示番号7) 二条大路木簡 一九八九年

平城京左京三条二坊八坪(光明皇后宮。旧長屋王邸)と二条二坊五坪(藤原麻呂邸)の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。

SD5050 (展示番号8) 一九六七年

平城宮小子門付近のSD4951を門付近を迂回するために西に付け替えた南北溝で、宮外に流れ出てから、東一坊大路西側溝となったSD4951に合流する。小子門付近では底に玉石を敷き、杭と側板で護岸している。幅一・二m、深さ〇・二m。宮外に出てからは素掘りになり、幅一・八m、深さ〇・五m。

内裏西南隅外郭整地土 (展示番号13) 一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された整地土。木簡は、造営直前の地表面と整地土との間に堆積した建築用材の破片やはつり屑、檜皮などとともに、二二二点(うち削屑一四二点)が出土した。

SD4750 (展示番号14、19、37、39、45) 39は重要文化財

長屋王家木簡 一九八八・八九九年
平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた霊龜二年(七一一)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。二〇二〇年、このうちの一部が重要文化財に指定された。

SD3035 (展示番号15) 国宝 一九六五年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度か掘られた南北溝の一つ。幅約七〇cm、深さ約二〇cm。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。奈良時代前半の霊龜・養老・神龜(七一七〜七二九)の年号をもつ木簡がま

まっている。ただし、最上層からは天平勝宝八歳(七五六)十月の年紀のある木簡(宮二―二二四七)が出土しており、奈良時代半ば過ぎに埋没したとみられる。なお、木簡は溝のあちこちからまんべんなく出土しているのではなく、溝が溜まり状に広がった部分から集中的に出土している。溝の遺物ではあるが、土坑状の遺構の遺物が主体とみることでも、年代や内容の一括性の高さはこれに由来する可能性がある。

出土木簡は、同じく造酒司内で検出された井戸SE3046および溝SD3047・3050出土木簡とともに、平城宮造酒司出土木簡として二〇一五年に重要文化財に、さらに平城宮跡出土木簡の一部として二〇一七年に国宝に指定された(五六八点(うち削屑三五九点))。

SK3139 (展示番号16) 一九六五年

東院西辺の南北に長いゴミ捨て穴。長さ一〇m、幅二m、深さ〇・一五〜〇・二四m。天平宝字三年(七五九)と神護景雲四年(七七〇)の木簡が出土している。木簡は四点が出土した。

SD11640 (展示番号20) 一九八四年

平城宮南面大垣東端から西に五〇mの位置で、南面大垣を横断する幅三・五m、深さ〇・八mの南北溝。北端は大垣内側の東西溝SD4100に接続し、南面大垣を抜けたあと、二条大路北側溝SD1250に合流する。溝の埋土の上に大垣本体が築かれているが、暗渠などの痕跡はない。木簡は一七一点(うち削屑一〇三〇点)が出土した。霊龜二年(七一一)から神龜五年(七二八)までの年紀のある木簡を含み、神龜年間以降の早い時期に埋め立てられたと考えられる。溝が機能していた時期にはこの部分の南面大垣は分断されていたことになるが、遷都から二〇年近くも開渠のままだったとは考えにくいから、宮東南隅部分での改作の際に、バイパス的な排水溝として臨時に開削したも

のか。なお、隣接する東面大垣においても、大垣を横断する二時期にわたる開渠の痕跡が確認されており、同様の機能を果たした溝とみられる。

佐紀池南岸整地土（展示番号24）

一九八六年

平城宮第一次大極殿院の北西に位置する園池遺構SG8190の南岸、および平城宮内の基幹排水路の一つであり第一次大極殿院西辺を画して南流する西大溝SD3825の西側に広がる整地土。多数の遺物とともに木屑層・炭層を形成しており、大極殿院東南隅外側の整地土出土の木簡と似た出方をしている。木簡は、二七一点（うち削屑六三点）が出土した。

SK820（展示番号25）

国宝 一九六三年

内裏だいりの北東に位置する北外郭きたがいかくかんが官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。一辺約4m、深さ約二・三m。天平十七年（七四五）の平城遷都後のこの地域の再整備に関わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年（七四七）頃に埋められたとみられる。木簡は、約一八〇〇点が出土した（うち削屑約一〇〇〇点）。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構である。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された。

SD5100（展示番号28、29、44）

二条大路木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊八坪（光明皇后宮。旧長屋王邸）と二条二坊五坪（藤原麻呂邸）の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地堀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は、約三万八千点（うち削屑約三万一千点）が出土した。

SE950（展示番号33、34、35、41）

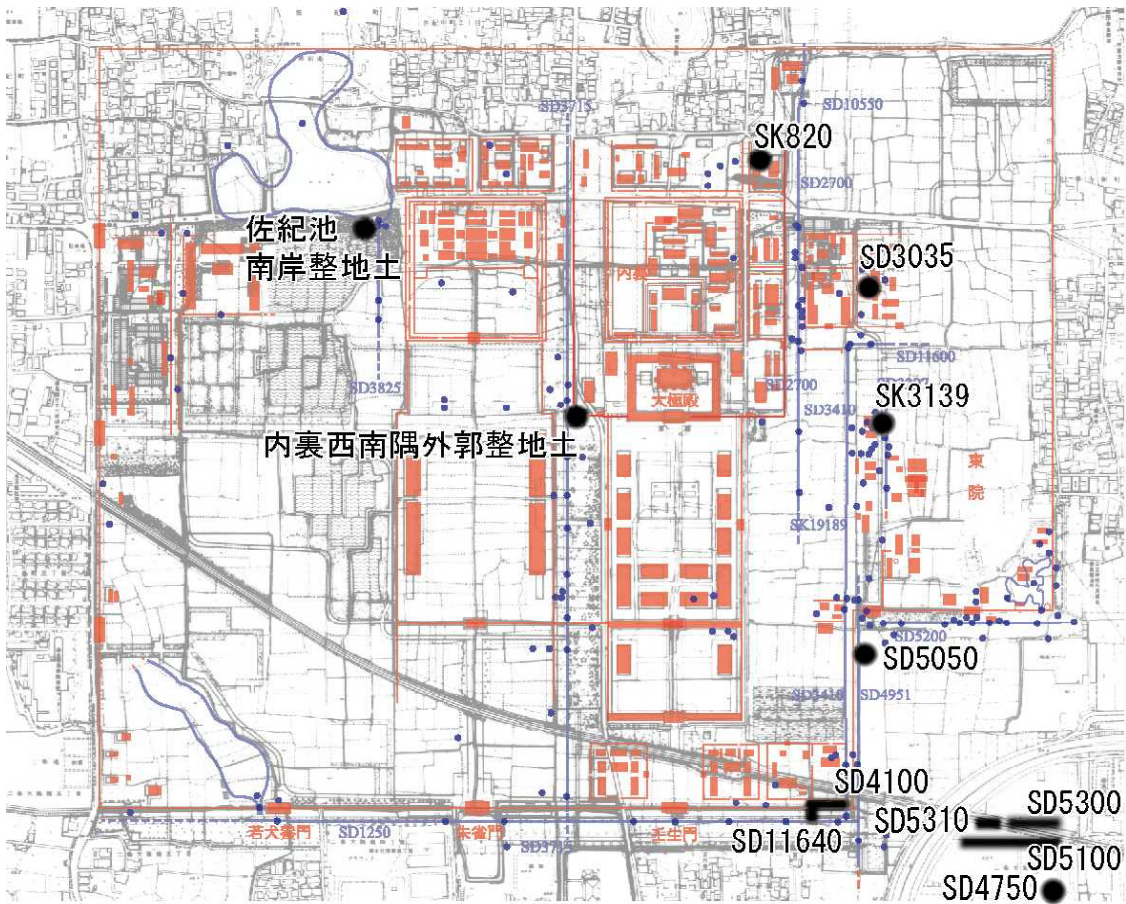
二〇〇六年

平城京右京一条三坊八坪（西大寺食堂院じきどういん推定地）で検出した、奈良時代後半に属する井戸。井籠組で平面方形、内法は一辺約二・三m、検出面からの深さは約二・八mと、平城京内でも最大級の規模を誇る。井

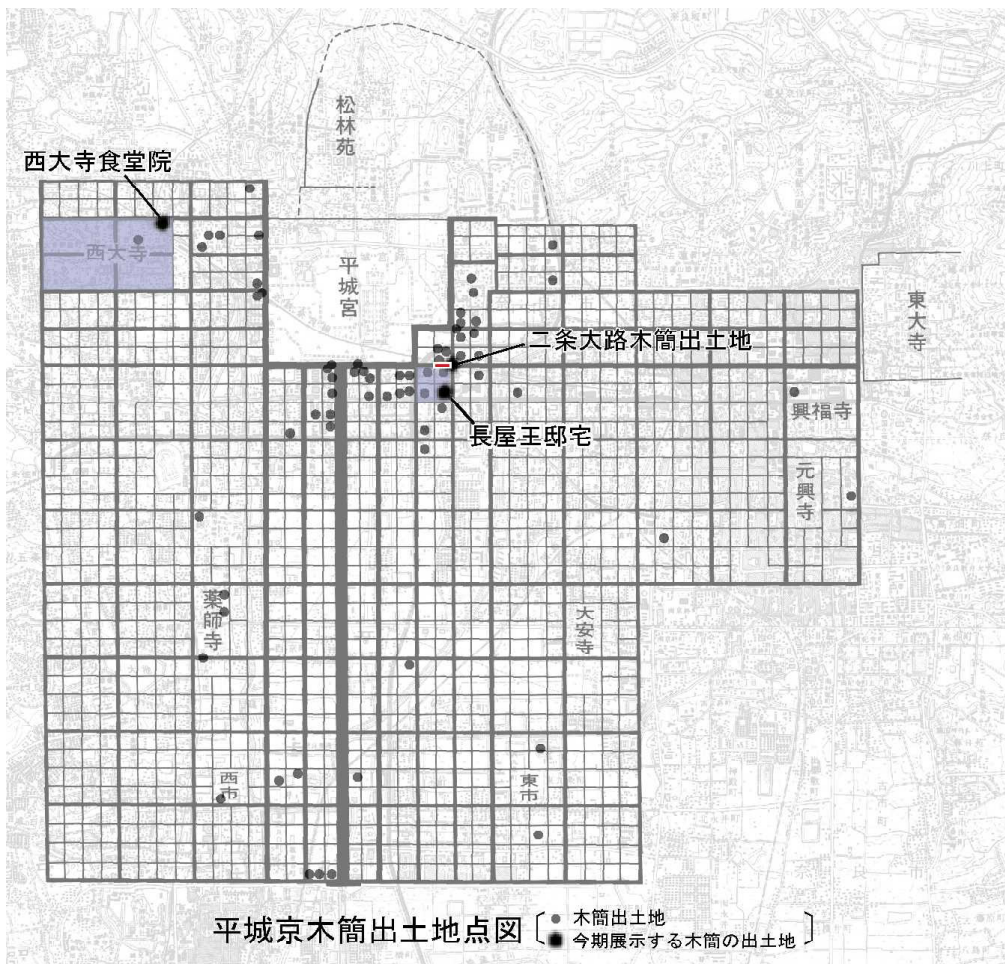
戸枠は横板材五段分が残存していたが、内部から井戸枠とみられる木材が出土しており、元は六段以上存在したとみられる。底に浄水用として直径3cm前後の円礫を敷き詰め、その上に木炭を敷く。

木簡は約二七〇〇点（うち削屑約二一〇〇点）が出土した。井戸内の遺物は上からa～eの五層に分けて取り上げたが、このうちd層は木屑の間層を多量に含み、遺物も多く出土している。木簡の多くも、このd層からの出土である。木簡の年紀は延暦年間（七八二～八〇六）に限られる。また、井戸枠には樹皮が残っているものがあり、年輪年代測定によれば伐採時期は七六七年（神護景雲元年）晩秋から翌七六八年早春にかけてと判断されている。

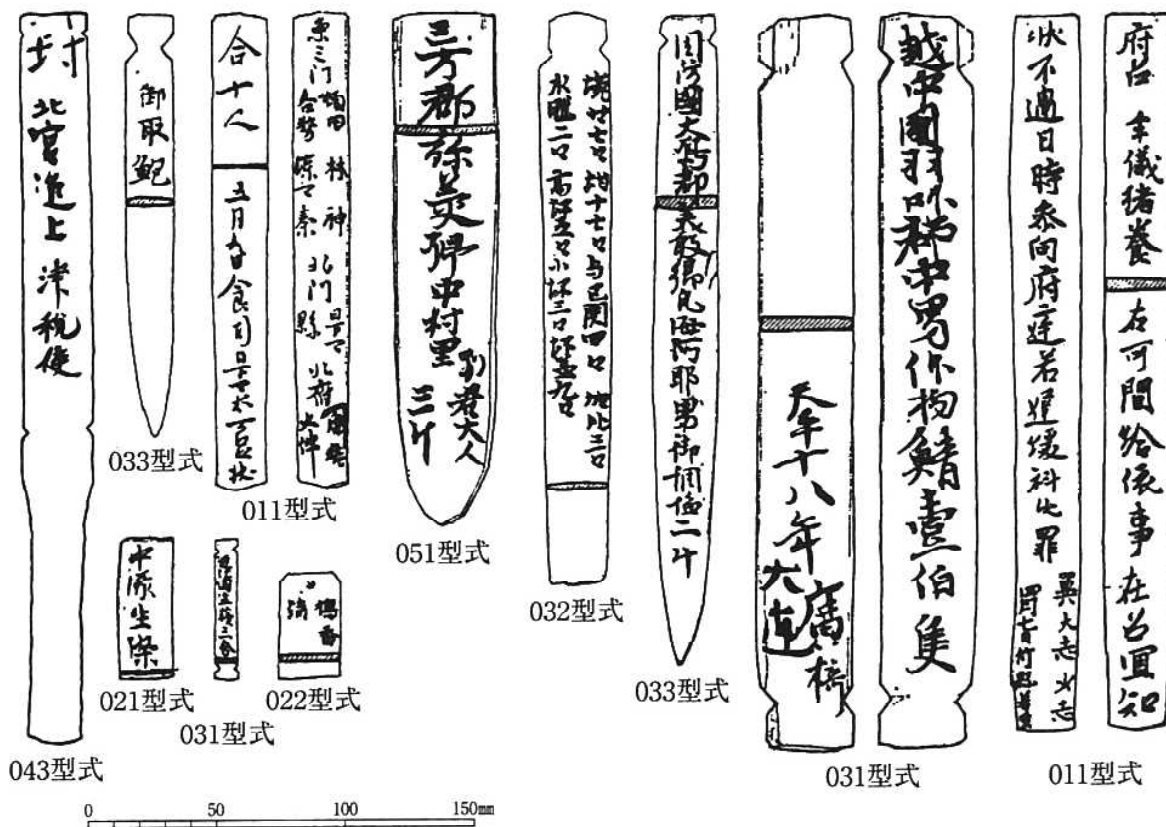
（奈良文化財研究所史料研究室）



平城宮および周辺木簡出土地点図 [● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地]



平城京木簡出土地点図 [● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地]



【木簡の型式分類とその説明】

- 〇一型式 長方形の材のもの
- 〇一五型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 〇一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 〇二一型式 小型矩形のもの
- 〇二二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 〇三二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 〇三二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 〇三三型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 〇三九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 〇四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 〇四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 〇五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 〇六一型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 〇六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 〇八一型式 折損、腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 〇九一型式 削屑